



22障第909号
平成22年9月7日

指定障害福祉サービス事業者等
運営主体法人の代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障害福祉課長
(公印省略)

指定共同生活援助事業所における報酬算定に関する留意事項について

日頃より本県の障害福祉行政に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、貴職におかれましては、報酬告示等に基づき適正な報酬算定に努めていただいているところですが、今般、関係機関から指定共同生活援助事業所における従業者が配置されていない日の報酬算定の取り扱いについて問い合わせがあり、厚生労働省に照会したところ、別紙のとおり回答がありました。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、今後の取り扱いについて遺漏なきようお願いいたします。

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

障害福祉課障害支援係

TEL 089-912-2424

FAX 089-931-8187

(別紙)

(問) 利用者が指定共同生活援助事業所に入居している日は、従業者が当該指定共同生活援助事業所に出勤していない日(下記の例では、土曜、日曜)についても、報酬を算定することは可能か。

【例】

入居者：5人

職員：常勤専従の世話人を1名配置(人員基準は満たしている。)

ただし、労働時間は1日7.5時間で、月から金までの勤務であるため、土曜、日曜は、共同生活援助事業所に世話人が配置されていない。

また、管理者、サービス管理責任者についても、人員基準は満たしているが、土曜、日曜は出勤していない。

(答)

1. 指定共同生活援助事業所の従業者が、共同生活住居において、相談支援その他の日常生活上の援助を行わない日については、報酬を算定することはできない。
2. なお、共同生活援助サービス費は、指定共同生活援助を行った場合に算定されるものであるが、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定基準」という。)第212条第3項で、「当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。」とされているように、仮に当該事業所の従業者の代わりに他の事業所等の従業者が支援を行ったとしても報酬を算定することはできない。

【参考】

本取扱いについては、共同生活介護事業所にも適用されるものであるので留意すること。ただし、指定基準第150条第3項及び同条第4項の規定に基づき、生活支援員の業務を他の事業者(以下「受託者」という。)に委託する場合にあっては、受託者の従業者が、指定共同生活介護を提供した日についても報酬算定が可能である。